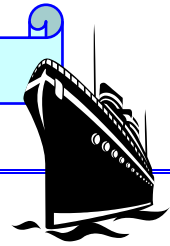


[ 貨物 ]

# MS&AD Marine News

トピックス



## 地震発生時における貨物海上保険／運送保険の取扱いについて

8月8日午後4時43分ごろ、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱、宮崎県宮崎市、都城市、串間市、鹿児島県大崎町で震度5強の揺れを観測しました。また、午後7時15分に気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。同情報によると、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられています。

南海トラフ地震に関する注意情報と貨物保険における地震の取扱いについてご案内します。

### 1. 南海トラフ地震防災対策推進地域について

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表を受けて、消防庁は自治体を通して「南海トラフ地震防災対策推進地域」の住民に、地震発生以降1週間程度、平時よりも後発地震が発生する可能性が高まっていることを伝えるとともに、避難態勢の準備などを呼び掛けています。

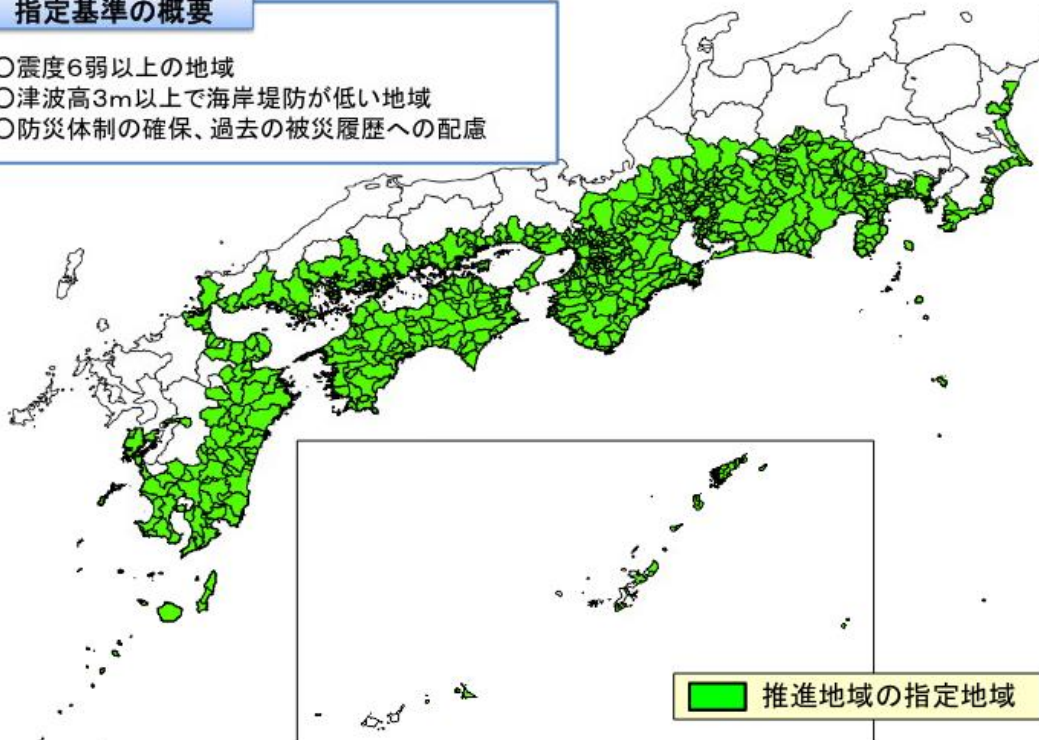
「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、想定震度が6弱以上の地域や予想津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域など、1都2府26県707市町村が指定されています（2014年3月28日時点）。具体的な地域は内閣府HP防災情報のページをご参照ください。

(<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>)

## 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

### 指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



## 2. 貨物海上保険／運送保険における取扱

### (1) 外航貨物海上保険における補償の可否

協会貨物約款（Institute Cargo Clauses：以下 ICC）の ICC（A）、ICC（B）、ICC（C）の3つの基本条件における取扱いは次のとおりです。

危険の具体例		ICC(A) 1/1/2009	ICC(B) 1/1/2009	ICC(C) 1/1/2009
地震による	火災又は爆発	○	○	○
	火災の消火活動に伴う濡れ損・汚損	○	○	○
	輸送用具の他物との衝突	○	○	○
	避難港における荷卸	○	○	○
	破損・曲損等（陸上危険）	○	○	×
	停電中の窃盗	○	×	×
	津波	○	○	▲

○：補償可 ×：補償不可

▲：標準付帯される Special Clause for Institute Cargo Clauses (C)により全損のみ補償されます。

### (2) 運送保険・内航貨物海上保険における補償の可否

陸上における輸送中または保管中の損害については補償されません。

運送保険・貨物海上保険普通保険約款

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

(2)当社は、陸上（湖川を含みません。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

但し、貨物が海上（湖川を除く）にある場合は以下のとおり取り扱われます。

危険の具体例		オール・リスク担保 条件の場合	特定危険担保 条件の場合
地震による	火災又は爆発	○	○
	火災の消火活動に伴う濡れ損・汚損	○	○
	輸送用具の衝突・転覆・沈没	○	○
	津波	○	△

○：補償可 △：津波による輸送用具の衝突・転覆・沈没は補償可

以上

#### <参考文献一覧>

気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/>

消防庁 <https://www.fdma.go.jp/>

内閣府防災情報 <https://www.bousai.go.jp/>